

議案第 1 2 6 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次のただし書を加える。

ただし、第 2 5 9 号の手数料については、月ごとに徴収することができる。

第 2 条中第 2 7 4 号を第 2 7 5 号とし、第 2 5 9 号から第 2 7 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 5 8 号の次に次の 1 号を加える。

(259) 港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 4 条において準用する同法

第 1 2 条第 1 項第 8 号の規定に基づく船舶に対する運搬給水 1 件につ

き 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

ア 給水量が 3 0 立方メートル以下である場合 2 5, 5 6 0 円

イ 給水量が 3 0 立方メートルを超える場合 2 5, 5 6 0 円に 3 0 立方

メートルを超える分につき 1 立方メートルまでごとに 8 5 2 円を加えた

額

第 5 条中「第 2 条第 2 7 2 号」を「第 2 条第 2 7 3 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(川崎市港湾施設条例の一部改正)

2 川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第13号を次のように改める。

(13) 船舶給水設備使用料

自動給水器 1立方メートルにつき 400円

参考資料

制 定 要 旨

船舶に対する運搬給水に係る手数料を新設すること等のため、この条例を制定するものである。